

項目	主な意見	回答・対応方針(案)
<p>前文</p> <p>参照 資料3-1 P1 5行</p> <p>資料3-3 1行</p>	<p>前文の筑後川の特徴について、もう少し具体的に記述すれば、地域性等をより理解しやすくなると思う。</p> <p>前文に、筑後川らしい地域性がでるような記載を加えることはできないか。</p> <p>【素案】 筑後川水系は、九州北部における社会、経済、文化の基盤をなすとともに、古くから人々の生活、文化と深い結びつきを持っており、治水、利水、環境の面で重要な役割を果たしている。</p>	<p>以下の通り修正したい。</p> <p>【案】 <u>筑後川は、古くから、治水が行われるとともに、かんがい等により筑紫平野をはじめとする地域に多くの恵みを与え、近年では福岡都市圏、佐賀都市圏等の水源としての利用が進むなど、九州北部における社会、経済、文化の基盤をなすとともに、人々の生活、文化と深い結びつきを持っており、治水、利水、環境の面で重要な役割を果たしている。</u></p>

※注 第12回筑後川部会の意見を事務局で要約、分類。
部会において回答済みのものは除く

第12回 筑後川部会における主な意見(2/7)

項目	主な意見	回答・対応方針(案)
前文 参照 資料3-1 P1 24行 資料3-3 8・9行	<p>前文後半の「このようなことから」と「このため」から始まる部分は、文章が長く読みにくいため、検討して頂きたい。</p> <p>【素案】 このようなことから、水需給バランスの確保に加え、水資源を巡る新たなリスクや課題に対応していくこと及び起こり得る渇水リスクを幅広く想定して水需給バランスを総合的に点検しつつ、地域に即した対策を確実に推進していくことが必要であるほか、引き続き、地域との連携による治水・利水・環境の総合的な河川整備等を推進していく必要がある。 このため、既存施設を適切に維持管理していくことはもとより、ダム等の既存施設を最大限に有効活用していくことと合わせ、必要なソフト対策を一体的に推進し、河川の水源から海域に至るまでの環境保全に十分配慮しつつ、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指すものとする。</p>	<p>以下のとおり修正したい。</p> <p>【案】 このようなことから、水需給バランスの確保に加え、水資源を巡る新たなリスクや課題に対応していくため、こと及び起こり得る渇水リスクを幅広く想定して水需給バランスを総合的に点検しつつ、地域に即した対策を確実に推進していくことが必要である。また、ほか、引き続き地域との連携による治水・利水・環境の総合的な河川整備等を引き続き推進していく必要がある。 対策の推進に当たってはこのため、既存施設を適切に維持管理していくことはもとより、ダム等の既存施設を最大限に有効活用していくことと合わせ、必要なソフト対策を一体的に推進し、河川の水源から海域に至るまでの環境保全に十分配慮することとする。もつと これらにより、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指すものとする。</p>

第12回 筑後川部会における主な意見(3/7)

項目	主な意見	回答・対応方針(案)
前文	<p>水循環基本計画の改定について、前文に記載することはできないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ検討を行ったが、関連する計画等が多く、またその計画の中には5年程度で変更されるものもあることから、素案のままとしたい。</p> <p>○近5年間に変更された関連する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水循環基本計画(R4.6.21変更) ・国土強靱化基本計画(H30.12.14変更) ・気候変動適応計画(R3.10.22変更) ・筑後川水系河川整備計画(R4.9.21変更) ・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(第二期)(R.3.6.18変更)
<p>参照 資料3-1 P2 5行</p> <p>資料3-3 10行</p>	<p>淀川水系で記載していた「物質循環系」という表現を削除したのは、どのような理由からか。</p> <p>【素案】 また、水資源の開発及び利用に当たっては、流域での健全な水循環を重視しつつ、流域治水への取組や、適正な土砂管理及び河川環境の保全に努め、下流既得水利、のり漁業をはじめとする水産業及び有明海の環境に影響を及ぼさないよう十分配慮する。</p>	<p>淀川水系では、上下流にわたって繰り返し取水・排水が多い状況から物質循環が重要との委員の意見を踏まえ「物質循環系」という表現を記載した。</p> <p>筑後川水系の次期計画(案)では、適正な土砂管理や有明海の環境への配慮等により水系の特徴を具体的に分かりやすく示していることから「物質循環系」という表現は使用せず、素案のままとしたい。</p>

第12回 筑後川部会における主な意見(4/7)

項目	主な意見	回答・対応方針(案)
<p>3(1) 関連する他計画等との関係</p> <p>参照 資料3-1 P5 18行</p> <p>資料3-3 56行</p> <p>参照 資料3-1 P11 3行</p> <p>資料3-3 104行</p>	<p>「クリーク等の有効活用」は、治水対策として記載しているのであれば「事前放流等既存ダムの有効活用等」とまとめて記載する方が良いのではないか。</p> <p>クリークや海水淡水化施設の効用は、相対的にみると、ここに記載するのは無理があるのではないか。</p> <p>【素案】 近年の豪雨災害等の頻発・激甚化を踏まえ、ダム再生及び事前放流等既存ダムの有効活用等による治水対策並びにクリーク等の有効活用を始め流域のあらゆる関係者が協働して推進する流域治水との連携を図り、相互の取組の相乗効果が得られるよう進めるものとする。</p>	<p>「クリーク」について、筑後川下流域の特徴的な取組として、「3(4)地域の実情に応じた配慮事項」の⑥に位置づけることとしたい。</p> <p>【案】 近年の豪雨災害等の頻発・激甚化を踏まえ、ダム再生及び事前放流等既存ダムの有効活用等による治水対策を始め、並びにクリーク等の有効活用を始め流域のあらゆる関係者が協働して推進する流域治水との連携を図り、相互の取組の相乗効果が得られるよう進めるものとする。</p> <p>3(4)地域の実情に応じた配慮事項 ⑥ <u>当該水系の特徴的なかんがい施設であり、この地域特有の景観を形成しているクリークが、地域の取組として流域治水にも有効活用されることに配慮するものとする。</u></p>

第12回 筑後川部会における主な意見(5/7)

項目	主な意見	回答・対応方針(案)
<p>3(2)ハード対策とソフト対策の一体的な推進</p> <p>参照資料3-1 P6 17行</p> <p>資料3-3 60行</p>	<p>「調整池・海水淡水化施設の活用」について、どの項目に当てはまるのか、位置づけを明確にできないか。</p> <p>クリークや海水淡水化施設の効用は、相対的にみると、ここに記載するのは無理があるのではないか。【再掲】</p> <p>【素案】</p> <p>3(2)ハード対策とソフト対策の一体的な推進</p> <p>ソフト対策については、過去の渇水の経験等を踏まえた節水型社会の構築並びに水利用の合理化、調整池・海水淡水化施設の活用及び雨水・再生水の利用のほか、水源地域対策の推進及び水資源の大切さ等についての教育・普及啓発等、関係者の連携による取組を推進するものとする。</p>	<p>「調整池・海水淡水化施設の活用」について、「3(2)ハード対策とソフト対策の一体的な推進」の2) (危機時に備えた事前の対策)①に位置づけることとしたい。</p> <p>また、危機時に備えた事前の対策である「渇水対策容量の活用」について、「3(2)ハード対策とソフト対策の一体的な推進」に位置づけを明確化したい。</p> <p>【案】</p> <p>3(2)ハード対策とソフト対策の一体的な推進</p> <p>ソフト対策については、過去の渇水の経験等を踏まえた節水型社会の構築並びに水利用の合理化、<u>調整池・海水淡水化施設の活用及び</u>雨水・再生水の利用 <u>及び渇水対策容量等の効果的な運用</u>のほか、水源地域対策の推進及び水資源の大切さ等についての教育・普及啓発等、関係者の連携による取組を推進するものとする。</p>
<p>参考『3(2)ハード対策とソフト対策の一体的な推進』の構成</p> <p>1) 水供給の安全度を確保するための対策 2) 危機時に備えた事前の対策 3) 水源地域対策、教育・普及啓発等</p>		
<p>参照資料3-1 P8 14行</p> <p>資料3-3 81行</p>	<p>2) (危機時に備えた事前の対策)</p> <p>① 異常な渇水の発生に備え、取水制限等の需要側の対策と、渇水時の用水補給のために整備した施設やダムに確保している渇水対策容量の効果的な運用、ダム容量の特定の用途外への緊急的な活用といった供給側の対策等に係る水利使用の調整等、平常時からの備えを段階的かつ柔軟に検討を進め、取組を推進するよう努めるものとする。</p>	<p>2) (危機時に備えた事前の対策)</p> <p>① 異常な渇水の発生に備え、取水制限等の需要側の対策と、渇水時の用水補給のために整備した施設やダムに確保している渇水対策容量、<u>海水淡水化施設及び調整池等</u>の効果的な運用、ダム容量の特定の用途外への緊急的な活用といった供給側の対策等に係る水利使用の調整等 <u>について、関係者が連携して平常時から取り組むの備えを段階的かつ柔軟に検討を進め、取組を推進する</u>よう努めるものとする。</p>

第12回 筑後川部会における主な意見(6/7)

項目	主な意見	回答・対応方針(案)
<p>3 (2)2 ハード対策とソフト対策の一体的な推進</p> <p>参照 資料3-1 P7 25行</p> <p>資料3-3 77・78行</p>	<p>地域の状況が把握できるように、見出しとして「大都市圏の福岡県などでは基本的に供給量が足りない状況にある」というような表現を加えることができないか。</p> <p>【素案】 水道用水について、危機的な渇水となる既往最大級の渇水時を想定した当該水系及び他水系からの供給可能量と、令和12年度における当該水系に各種用水を依存している4県の諸地域における需要の見通しを比較した結果、福岡県及び熊本県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計及び低位の推計を下回り、佐賀県及び大分県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。なお、4県合計で見ると、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を下回りかつ低位の推計を上回る状況となっている。</p> <p>また、工業用水についても同様に比較した結果、福岡県及び佐賀県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を下回りかつ低位の推計を上回り、熊本県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計及び低位の推計を下回る状況となっている。なお、3県合計で見ると、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を下回りかつ低位の推計を上回る状況となっている。</p>	<p>供給可能量と需要の見通しとの比較結果については、他の水資源開発基本計画との整合の観点から、素案のままをしたい。なお、読みやすさの観点から、以下の通り修正したい。</p> <p>【案】 水道用水について、危機的な渇水となる既往最大級の渇水時を想定した当該水系及び他水系からの供給可能量と、令和12年度における当該水系に各種用水を依存している4県の諸地域における需要の見通しを比較した。その結果、福岡県及び熊本県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計及び低位の推計を下回り、佐賀県及び大分県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。なお、4県合計で見ると、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を下回りかつ低位の推計を上回る状況となっている。</p> <p>また、工業用水についても同様に比較した結果、福岡県及び佐賀県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を下回りかつ低位の推計を上回り、熊本県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計及び低位の推計を下回る状況となっている。なお、3県合計で見ると、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を下回りかつ低位の推計を上回る状況となっている。</p>

第12回 筑後川部会における主な意見(7/7)

項目	主な意見	回答・対応方針(案)
<p>3 (2)2 ハード対策とソフト対策の一体的な推進</p> <p>参照 資料3-1 P8 28行</p> <p>資料3-3 84行</p>	<p>「対策等を時系列で定める」というように「時系列で」という表現を入れることで、分かりやすくなるのではないか。</p> <p>【素案】 3 (2)ハード対策とソフト対策の一体的な推進 2) (危機時に備えた事前の対策) ② 関係者が連携して渇水による影響・被害を想定し、渇水による被害を軽減するための対策等を定める渇水対応タイムラインを作成し、当該地域の渇水被害の最小化を目指すものとする。</p>	<p>ご指摘を踏まえ「対策等を時系列の行動計画として定める」に修正したい。</p> <p>【案】 3 (2)ハード対策とソフト対策の一体的な推進 2) (危機時に備えた事前の対策) ② 関係者が連携して渇水による影響・被害を想定し、渇水による被害を軽減するための対策等を時系列の行動計画として定める渇水対応タイムラインを作成し、当該地域の渇水被害の最小化を目指すものとする。</p>